

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 船舶職員定期健康診断業務
- (2) 仕様書による
- (3) 業務期間 自) 令和 3 年 4 月 1 日
至) 令和 4 年 3 月 3 1 日
- (4) 業務場所 仕様書による

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年年度又は令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」に登録されている者であること。
- (4) 入札説明書6に示す証明書等を提出し、要求仕様を満たしていることが認められた者であること。
- (5) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札方法

入札金額は、仕様書に示す各検査項目の単価に概算数量を乗じた概算金額の総価を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のもととなる各単価に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。)をもって落札単価とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の110分の100に相当する金額に概算数量を乗じた概算金額の総価を入札書に記載すること。

また、落札者は担当者の指示に従い入札金額内訳書を提出すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 水産庁漁政部漁政課経理班経理第3係(本館8階 ドアNo.本862)
- (2) 日時 令和 3 年 2 月 5 日～令和 3 年 3 月 4 日 午前10時～午後5時
(行政機関の休日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 水産庁漁港漁場整備部第1会議室(本館8階 ドアNo. 本875)
- (2) 日時 令和 3 年 3 月 2 日(火) 午後3時30分

6 証明書の審査

入札説明書の仕様書に基づいて作成した証明書を支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させる。

7 証明書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 水産庁漁政部漁政課経理班経理第3係(本館8階 ドアNo.本862)
- (2) 提出期限 令和 3 年 3 月 8 日(月) 午後5時

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 水産庁漁港漁場整備部第1会議室(本館8階 ドアNo. 本875)
- (2) 日時 令和 3 年 3 月 1 2 日(金) 午後3時30分

※持参による場合、入札場所に入札日時に入札すること。

※郵送による場合、入札書を封かんの上、封筒の表に朱書きで「船舶職員定期健康診断業務 入札書」と記入し、郵送により令和3年3月11日(木)午後5時までに提出するものとする。

なお、特定記録等、記録が確実に残る方法により送付するものとする。

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省水産庁漁政課経理班 宛

9 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公的な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

12 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

13 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和 3 年 2 月 5 日

支出負担行為担当官
水産庁長官 山口 英彰

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。